

## 詳細設計照査要領の取扱いについて

兵庫県県土整備部所管の土木委託業務の照査にあたっては、国土交通省大臣官房技術調査課の「詳細設計照査要領」を準用する。

なお、準用にあたっては、一部語句等について下表のとおり読み替える。

国土交通省大臣官房技術調査課 「詳細設計照査要領」	読み替え	備考
国土交通省	兵庫県県土整備部	p.1、 p.3
設計審査会対象	-（項目削除）	仮設構造物 詳細設計照 査フローチ ャート
設計審査会	-（項目削除）	仮設構造物 詳細設計照 査フローチ ャート
注記：設計審査会の対象物件は、局、事務所とも平成4年4月14日付けで技術審議官より通知があった「建設工事の安全対策に関する措置について」の対象物件を基本とする。ただし、運用については各地建の基準による。	-（項目削除）	仮設構造物 詳細設計照 査フローチ ャート